

借 用 証 書

金						0	0	0	円也
---	--	--	--	--	--	---	---	---	----

上記の金額を、名古屋市職員共済組合高額医療貸付及び出産貸付規則を承知の上、次の条項により借用しました。

- 1 利息は無利息とする。
- 2 償還方法
貸付の事由となった療養に係る高額療養費又は出産費等が支給されるときに、当該支給される額から控除される額により償還する。
当該支給される額から控除された後、貸付金に残額があるときは、理事長が指定する日までに残額を償還する。
- 3 次のいずれかに該当するに至ったときは、未償還金を直ちに返済する。
 - (1) 申込の内容に偽りのあることが認められたとき
 - (2) その他、この規則に違反したとき
- 4 その他、名古屋市職員共済組合高額医療貸付及び出産貸付規則の定めるところによる。

年 月 日

名古屋市職員共済組合理事長 様

(借受人)

組合員証記号番号

所 属

住 所

氏 名

印